土木工事等における建設現場の遠隔臨場に関する実施要領 (案)

令和7年10月

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課

目次

1.はじめに	1
2. 総則	2
2.1 目的	2
2.2 適用の範囲	g
2.3 施工計画書	6
2.4 監督員による監督の実施項目	7
2.5 検査員による検査の実施項目	8
3. 遠隔臨場に使用する機器と仕様	9
4. 遠隔臨場による段階確認等の実施	10
4.1 事前準備	10
4.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存	11
5. 留意事項 等	12
5.1 効果の把握	12
5.2 留意事項	12
5.3 その他	12
6. 費用算出方法	13
7. 参考資料	14
7.1. 動画撮影用カメラに関する参考値	14
7.2. 確認項目の適応性	15

1. はじめに

建設現場における遠隔臨場については、『土木工事等における建設現場の遠隔臨場に関する実施について』により、『土木工事等における建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)(以下、「本要領」という。)』および『土木工事等における建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)(以下、「監督・検査要領」という。)』を策定し、通知しているところである。そのため、遠隔臨場実施にあたっては、本要領及び監督・検査要領によることを基本とする。

○対象工事

対象工事については、遠隔臨場の対象工種がある工事は原則、全ての工事に適用するが、 通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率的な確認になってしまう恐れの ある確認項目は、対象としないこととする。

①新規発注工事の場合

発注時において、遠隔臨場の実施を特記仕様書に記載することとする。但し、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

- (2)既契約(特記に記載がない場合)の工事の場合
 - a) 発注者が対象工事に合致すると判断した工事については、受注者に要請し、 実施可能の回答が得られた場合は、設計変更により実施する。
 - b) 発注者が対象工事に合致しないと判断した工事については、受注者から遠隔 臨場の希望があった場合、受発注者間で協議し、特段の事情がない限り、実 施することも可とする。

○費用負担

遠隔臨場実施にかかる費用負担については、以下のとおりとする。遠隔臨場実施にかかる費用の全額を技術管理費に積上げ計上とする。

2. 総則

2.1 目的

本要領は、和歌山県県土整備部が所管する公共工事の建設現場において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めるものである。

- 1) 適用の範囲
- 2) 遠隔臨場に使用する機器構成と仕様
- 3) 遠隔臨場による段階確認等の実施及び記録と保管

【解説】

遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ(Web カメラ等)(以下、Web カメラ等という)によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。

本要領は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、遠隔臨場を適用するにあたり、その適用範囲や具体的な実施方法と留意点等を示したものである。

本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ 実施により効果の見込める工種を対象とする。遠隔臨場を実施する工種の選定は「7.2 確認項目の適応性」を参考とする。但し、「7.2 確認項目の適応性」については、現場 条件により適応性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用を拘 束するものではなく、受発注者間にて協議の上、適応性を判断する。

2.2 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、『土木工事共通仕様書』に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施する場合に適用する。

【解説】

受注者が Web カメラ等により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して確認するものである。

遠隔臨場については、受発注者間の協議により、適用する工種・確認項目を選定し実施するものとし、発注時には特記仕様書に明示するものとする。

遠隔臨場は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

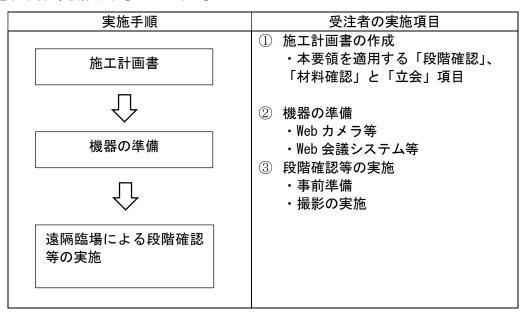


図 2-1 受注者の実施項目

(1) 段階確認

『土木工事共通仕様書』、「第3編 土木工事共通編第1章総則」、「第1節総則」、「3·1·1·4監督員による確認及び立会等」に定める「段階確認の臨場」において、「監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。」事項に該当し、Webカメラ等の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。なお、この方法は上記事項に記載されている「受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。」事項に該当するものである。

Web カメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることが出来るものとする。ただし、高所作業等で使用する場合など Web カメラ等の種類によっては危険を伴うものについては、通常とおり段階確認を実施する。なお、監督員が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、通常とおりの段階確認を実施する。

(2) 材料確認

『土木工事共通仕様書』、「第2編 材料編 第1章一般事項」、「第2節 工事材料の品質」の「1.一般事項」及び「4.見本・品質証明資料」による品質確認及び現物による確認を記載したものである。

現物による確認においては、Web カメラ等と Web 会議システム等を利用することにより、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、従来の現場臨場に代えて遠隔臨場を利用することが出来るものとする。なお、監督員が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、現場臨場による材料確認を実施する。

工場製作工(共通)において、受注者は鋼材にJISマーク表示のないものについては、Webカメラ等の機器を用いて以下のとおり確認するものとする。

- ① 鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸 法の確認
- ② 鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なもののうち、 主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物に よる員数、形状寸法確認による材料確認
- ③ 上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認

(3) 立会

『土木工事共通仕様書』、「第1編 共通編 第1章総則」、「1-1-1-2 用語の定義」に定める「立会」において「契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」事項に該当し、この場合における監督員が臨場にて行う行為にWebカメラ等の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。

Web カメラ等と Web 会議システム等を利用することにより、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、従来の現場臨場に代えて遠隔臨場を利用することが出来るものとする。また、立会工種に関しては『土木工事共通仕様書』に従うものとする。なお、監督員が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、現場臨場による立会を実施する。

2.3 施工計画書

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書及び添付資料に次の事項を記載し、監督員の確認を受けなければならない。

- 1) 適用種別
- 2) 使用機器と仕様
- 3) 段階確認等の実施

【解説】

(1) 適用種別

本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目を記載する。適用する確認項目については「7.2 確認項目の適応性」を参考にするものとする。但し、「7.2 確認項目の適応性」については、現場条件により適応性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用を拘束するものではなく、受発注者間にて協議の上、適応性を判断する。

(2) 機器構成と仕様

本要領に基づいて使用する Web カメラ等と Web 会議システム等を記載する。

- 1) Web カメラ等の機器と仕様 現場(臨場)にて使用する Web カメラ等の機器と仕様を記載する。
- 2) Web 会議システム等 Web カメラ等により監督員へ配信するために使用する Web 会議システム等を記載する。
- (3) 段階確認等の実施

本要領に基づいた、「段階確認」、「材料確認」と「立会」の実施方法を記載する。

2.4 監督員による監督の実施項目

本要領を適用した、監督員による監督の実施項目は、『土木工事における建設現場の 遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)』の「4. 監督員の実施項目」による。

【解説】

監督員は、本要領に記載されている内容を確認及び把握するために資料等の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料の整備をするものとする。

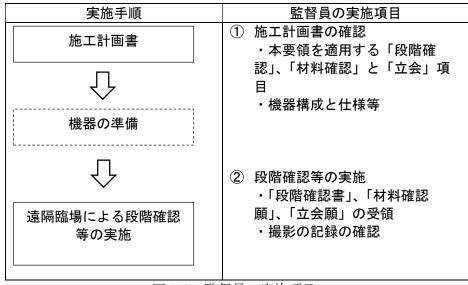


図 2-2 監督員の実施項目

2.5 検査員による検査の実施項目

本要領を適用した、検査の実施項目は、『土木工事等における建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)』の「5. 検査員の実施項目(書面検査)」による。

【解説】

遠隔臨場を適用した「段階確認」、「材料確認」と「立会」における検査員の実施項目 を以下に示す。

検査職員の実施項目
① 施工計画書の確認 ・本要領を適用する「段階確
認」、「材料確認」と「立会」項 目
② 段階確認等の実施状況の確認 ・「段階確認書」、「材料確認
願」、「立会願」の授受状況の確 認

図 2-3 検査職員の実施項目

3. 遠隔臨場に使用する機器と仕様

遠隔臨場に現場で使用する Web カメラ等の資機材は受注者が準備、運用するものとする。

【解説】

遠隔臨場に現場で使用する Web カメラ等の機器は受注者が準備、運用するものとする。

また、遠隔臨場に用いる Web カメラ等と Web 会議システム等は監督員と協議の上、確認行為を実施できるものを選定する。仕様における参考数値を「7.1 動画撮影用カメラと Web 会議システム等に関する参考値」に示す。但し、記載の参考数値については、今後の映像・通信技術向上により、参考数値が適切でなくなる場合も想定されることから、現場での適用を拘束するものではなく、受発注者間にて協議の上、判断するものとする。

なお、発注者側にて準備している Web カメラ等や既に使用している Web 会議システム等がある場合、また特記仕様書などに資機材準備の別途記載がある場合にはこの限りではない。

2.1 機器構成



図 3-1 機器構成 (例)

4. 遠隔臨場による段階確認等の実施

4.1 事前準備

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、必要な準備をしなければならない。

【解説】

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督員に実施時間、実施箇所(場所)や必要とする資料等について、監督員の確認を行う。なお、監督員による確認・立会の実施時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

1) 段階確認

受注者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

2) 打合簿の提出

受注者は設計図書に従って監督員の立会が必要な場合は、あらかじめ打合簿を所定の様式により監督員に提出しなければならない。

4.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存

受注者は、本要領に従い遠隔臨場を実施する。

【解説】

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督員と Web カメラ等や Web 会議システム等の仕様、通信状況について確認を行う。また、必要な準備、人員及び必要に応じて資機材等を提供する。

(2) 現場 (臨場) の確認

現場(臨場)における確認箇所の位置関係を把握するため、受注者は実施前に現場(臨場)周辺の状況を伝え、監督員は周辺の状況を把握したことを受注者に伝える。

(3) 実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員による実施項目の確認を得ること。また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督員による実施結果の確認を得ること。

(4) 記録と保存

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。(従来の段階確認等資料の管理同様とする。)

5. 留意事項等

5.1 効果の把握

今後の適正な取組みに資するため、実施を通じた効果の検証及び課題の抽出について、受注者及び監督員を対象としたアンケート調査等により依頼があった場合は対応することとする。

5.2 留意事項

遠隔臨場にあたっては、以下に留意する。

- (1) 施工計画時点では想定できなかった通信機器故障の可能性があると判断された場合 (例えば、夏場の気温上昇、地下水の多量出水等)は、受発注者間で協議して、遠隔 臨場の実施可否を検討する。
- (2) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (3) Web カメラ等の使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れたり、カメラの保持、操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。 そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。
- (4) 受注者は、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。
- (5) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (6) 受注者は、公的ではない建物の内部等見られることが予定されていない場所が映り 込んでしまった場合は、記録映像から人物の特定ができないよう必要な措置を行うこ と。
- (7) 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督員は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

- (8) 受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。
- (9) 本要領(案)によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

5.3 その他

本実施要領に記載されていない事項については、次の担当者に相談すること。

県土整備部 県土整備政策局 技術調査課 企画調査班

電話:073-441-3082

Mail: e0811001@pref.wakayama.lg.jp

6.費用算出方法

遠隔臨場実施にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上 げ計上する。なお、管理費区分は「9:全ての間接費の対象にしない場合」で計上するこ と。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入 せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間(日 単位)割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場 合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、下記の国税庁 HP を参照

例)カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト:5年

ハブ、 ハーター、 リピーター、 LAN ボード: 10 年

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/pdf/2100_01.pdf \langle 費用のイメージ〉

- ① 撮影機器、モニター機器の賃料(又は損料)
- ② 撮影機器の設置費(移設費)
- ③ 通信費
- ④ その他 (ライセンス代、使用料、通信環境の整備等)

〈留意点〉

- ・従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、遠隔臨場にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。なお、費用の計上は、受注者から見積を徴収し対応すること。
- ・費用算出にあたっては、実施に必要な最低限の費用を計上すること

7.参考資料

7.1 動画撮影用カメラに関する参考値

表 7-1 動画撮影用のカメラに関する参考数値

項目	仕様	備考
映像	画素数:1920×1080以上(推奨)	カラー
一 	フレームレート: 30fps 以上	
音声	マイク:モノラル(1チャンネル)以上	
日門	スピーカ:モノラル (1チャンネル) 以上	

表 7-2 Web 会議システムに関する参考数値

項目	仕様	備考
通信回線速度	下り最大 50Mbps、上り最大 5Mbps 以上	
映像・音声	転送レート(VBR): 平均 9Mbps 以上	

画素数と最低限必要な通信速度を示す。なお、下表は目安であり、利用する人数や映像 共有の有無等の利用環境や電波状況、時間帯に応じて変化することに留意する。

表 7-3 画質・画素数と最低限必要な通信速度

X TO THE THINK CARRIED SECTION				
画質	画素数	最低限必要な通信速度		
360p	640×480	530kbps		
480p	720×480	800kbps		
720p	1280×720	1.8Mbps		
1080p	1920×1080	$3.0 \mathrm{Mbps}$		
2160p	4096×2160	20.0Mbps		

※使用する機器の機能としては仕様を満たしていても、機器の設定により、仕様を満たさない場合があるため、注意すること。(例:使用する端末の画質を「高設定」にした場合は仕様を満たすが、「低設定」にした場合、仕様を満たさないことがあるため、端末画質を「高設定」にすること。)

発注者の標準的な通信環境の仕様を示す。下記表を参考にし、発注者の通信環境を確認すること。

表 7-4 発注者の標準的な通信環境の仕様

項目		仕様
通信プロトコル方式	TCP	80、443
及びポート番号	UDP	なし
	OS	Windows11 、Android OS
利用環境	ブラウザ	Microsoft Edge 、Google Chrome
イツ/13 探 少位	アプリケーション	アプリケーションのインストールは 原則行えません。

7.2.確認項目の適応性

汎用的な Web カメラ等の機器を用いた場合の遠隔臨場の適応性を別表 1、2、3 に示す。

○:汎用的な機器で実施可能な確認項目

Δ:特殊な機器等又は現場臨場が必要となる確認項目

なお、適応性は、これまで実施した建設現場の遠隔臨場の試行結果(アンケート調査結果_国で実施)より整理したものであり、「○:汎用的な機器で実施可能な確認項目」において受注者の創意工夫(特殊な機器の使用等)を妨げるものではない。また、「△:特殊な機器等又は現場臨場が必要になる確認項目」は、現在の測定機器等に加え、特殊な機器(AI等の汎用化されていない機器)もしくは現場臨場を必要とする確認項目である。

遠隔臨場を適用する工種、細別等は、別表 1~3 を参考とする。但し、現場条件により 適応性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用を拘束するもので はなく、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

凡例 〇:汎用的な機器で実施可能な確認項目

△:特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
指定仮設工 ※1		設置完了時	使用材料	0
指定仮設工 ※1		設置完了時	高さ、深さ	0
指定仮設工 ※1		設置完了時	幅、長さ	0
掘削工 ※2		土 (岩) 質の変化した時	土 (岩) 質	Δ
掘削工 ※2		土 (岩) 質の変化した時	変化位置 ※3	0
掘削工 ※2		土 (岩) 質の変化した時	変化位置 ※4	Δ
道路土工 (路床盛土工)		プルーフローリング	プルーフローリング	Δ
舗装工 (下層路盤)		実施時	実施状況	
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	使用材料	0
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	基準高	0
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	幅	0
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	延長	0
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	施工厚さ	0
表層安定処理工	置換	掘削完了時	使用材料	0
表層安定処理工	置換	掘削完了時	幅	0
表層安定処理工	置換	掘削完了時	延長	0
表層安定処理工	置換	掘削完了時	置換厚さ	0
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	使用材料	0
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	幅	0
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	延長	0
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	施工厚さ	0
バーチカルドレーンエ	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、	施工時	使用材料 (サンド)	0
	ペーパードレーン		3337731.37923.7	
バーチカルドレーンエ	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、	施工時	使用材料 (ペーパー)	0
	ペーパードレーン			
バーチカルドレーンエ	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、	施工時	打込長さ	0
	ペーパードレーン			
バーチカルドレーンエ	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、	施工完了時	施工位置	0
	ペーパードレーン			
バーチカルドレーンエ	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、	施工完了時	杭径	0
	ペーパードレーン	#B-70 7 ***	17012	
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料	0
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	打込長さ	0
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工完了時	基準高	0
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工完了時	施工位置	0
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工完了時	杭径	0
固結工	粉体噴射撹拌、高圧噴射撹拌、	施工時	使用材料	0
E-147	セメントミルク撹拌、生石灰パイル	//E	D. Tallita	
固結工	粉体噴射撹拌、高圧噴射撹拌、	施工時	深度	0
E249 ==	セメントミルク撹拌、生石灰パイル	//C==-7	77.00	
固結工	粉体噴射撹拌、高圧噴射撹拌、	施工完了時	基準高	0
	セメントミルク撹拌、生石灰パイル	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	714	
固結工	粉体噴射撹拌、高圧噴射撹拌、	施工完了時	位置・間隔	0
1219 A	セメントミルク撹拌、生石灰パイル	00-10 1 M	POW PRIC SHALLAND	
固結工	粉体噴射撹拌、高圧噴射撹拌、	施工完了時	杭径	0
book dark man	セメントミルク撹拌、生石灰パイル	88>0 1 kd	1/4/1	

※1:仮設道路、仮桟橋工、仮締切工、土留工等 ※2:河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工

※3:変化位置を色の変化等により確認する場合
※4:変化位置を打音検査等により確認する場合

別表 1 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 2/4

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
固結工	薬液注入	施工時	使用材料	0
固結工	薬液注入	施工時	深度	0
固結工	薬液注入	施工時	注入量	0
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料	0
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	長さ	0
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	溶接部の適否	0
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込完了時	基準高	0
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込完了時	変位	0
矢板工 (仮設を除く)	鋼管矢板	打込時	使用材料	0
矢板工 (仮設を除く)	鋼管矢板	打込時	長さ	0
矢板工 (仮設を除く)	鋼管矢板	打込時	溶接部の適否	0
矢板工 (仮設を除く)	鋼管矢板	打込完了時	基準高	0
矢板工 (仮設を除く)	鋼管矢板	打込完了時	変位	0
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H 鋼杭	打込時	使用材料	0
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込時	長さ	0
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込時	溶接部の適否	0
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込時	杭の支持力	0
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込完了時 (打込杭)	基準高	0
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込完了時 (打込杭)	偏心量	0
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	掘削完了時 (中堀杭)	掘削長さ	0
	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	掘削完了時 (中堀杭)	杭の先端土質	0
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	施工完了時(中堀杭)	基準高	0
	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	施工完了時 (中堀杭)	偏心量	0
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	0
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、 アースドリル杭、大口径杭	掘削完了時	掘削長さ	0
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、 アースドリル杭、大口径杭	掘削完了時	支持地盤	Δ
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、	鉄筋組立て完了時	使用材料	0
501711111111111111111111111111111111111	アースドリル杭、大口径杭	如人们小直立 C元 1 时	DC/13144	
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、	鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	0
物1711111111111111111111111111111111111	アースドリル杭、大口径杭	9人为7小丘立 C 7C 7 4号	改削図書との対比	
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、	施工完了時	基準高	0
3017111176-2	アースドリル杭、大口径杭	NE 1 2 1 2 1	- 4	
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、	施工完了時	偏心量	0
301/11110-2	アースドリル杭、大口径杭	NE 1 20 1 29	M. C. I	
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、	施工完了時	杭径	0
317/11/06-7	アースドリル杭、大口径杭	NB ± 20 1 = 1	W.II	
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	0
3017111176-2	アースドリル杭、大口径杭	7/138/2012/01	THE PROPERTY OF	
架礎工	The state of the s	土(岩)質の変化したとき	土 (岩) 質	Δ
架礎工		土 (岩) 質の変化したとき	Transfer A Laborator	0
来 使 エ		土 (岩)質の変化したとき		Δ
来 <u>デエーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー</u>		掘削完了時	長さ	0
来 <u>デ</u> 架礎エ		掘削完了時	支持地盤	Δ
深礎工		鉄筋組立て完了時	使用材料	0
木 岘上		3人別ルロユ した 1 時	区/1717111	0

※1:変化位置を色の変化等により確認する場合

※2:変化位置を打音検査等により確認する場合

別表 1 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 3/4

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
深礎工		施工完了時	基準高	0
深礎工		施工完了時	偏心量	0
深礎工		施工完了時	径	0
深礎工		グラウト注入時	使用材料	0
深礎工		グラウト注入時	使用量	0
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料	0
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン 基礎エ		鉄沓据え付け完了時	施工位置	0
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン 基礎エ		本体設置前 (オープンケーソン)	支持層	Δ
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン 基礎工		土 (岩) 質の変化したとき	土 (岩) 質	Δ
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン 基礎エ		土(岩)質の変化したとき	変化位置 ※1	0
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン 基礎エ		土 (岩) 質の変化したとき	変化位置 ※2	Δ
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン 基礎エ		鉄筋組立て完了時	使用材料	0
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン 基礎エ		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	0
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料	0
鋼管井筒基礎工		打込時	長さ	0
鋼管井筒基礎工		打込時	溶接部の適否	0
鋼管井筒基礎工		打込時	支持力	0
鋼管井筒基礎工		打込完了時	基準高	0
鋼管井筒基礎工		打込完了時	偏心量	0
鋼管井筒基礎工		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	0
置換工(重要構造物)		掘削完了時	使用材料	0
置換工(重要構造物)		掘削完了時	幅	0
置換工(重要構造物)		掘削完了時	延長	0
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	置換厚さ	0
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	支持地盤	Δ
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	0
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	0
護岸工	法覆工 (覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	0
護岸工	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	0

※1:変化位置を色の変化等により確認する場合※2:変化位置を打音検査等により確認する場合

別表 | 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 4/4

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
重要構造物 ※1		土 (岩) 質の変化したとき	土 (岩) 質	Δ
重要構造物 ※1		土 (岩) 質の変化したとき	変化位置 ※3	0
重要構造物 ※1		土 (岩) 質の変化したとき	変化位置 ※4	Δ
重要構造物 ※1		床掘掘削完了時	支持地盤 (直接地盤)	Δ
重要構造物 ※1		鉄筋組立て完了時	使用材料	0
重要構造物 ※1		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	0
重要構造物 ※1		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	0
躯体工、RC 躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	0
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料	0
床版工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	0
銅橋		仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる 場合を除く)	キャンパー	0
鋼橋		仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる 場合を除く)	寸法	0
桁製作工 ※2		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	0
桁製作工 ※2		プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	0
桁製作工 ※2		PC 銅線・鉄筋組立て完了 時 (工場製作を除く)	使用材料	0
桁製作工 ※2		PC 鋼線・鉄筋組立て完了 時 (工場製作を除く)	設計図書との対比	0
トンネル掘削工		土(岩)質の変化したとき	土 (岩) 質	Δ
トンネル掘削工		土(岩)質の変化したとき	変化位置 ※3	0
トンネル掘削工		土 (岩) 質の変化したとき	変化位置 ※4	Δ
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚	0
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	ロックボルト 打ち込み本数	0
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	ロックボルト 打ち込み長さ	0
トンネル覆エ		コンクリート打設前	巻立空間	0
トンネル覆エ		コンクリート打設後	出来形寸法	0
トンネルインバートエ		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	0

※1: 函葉工(樋門・樋管を含む)、躯体工(橋台)、RC 躯体工(橋脚)、橋脚フーチング工、RC 擁壁、砂防ダム、堰本体工、排水機場本体工、水門工、共同溝本体工

※2:ポストテンション T(I)桁製作工、プレキャストブロック桁組立工、プレビーム桁製作工、PC ホロースラブ製作工、PC 版桁製作工、 PC 箱桁製作工、PC 片持箱桁製作工、PC 押出し箱桁製作工、床版・横組工

※3:変化位置を色の変化等により確認する場合 ※4:変化位置を打音検査等により確認する場合

別表 2 遠隔臨場に関する「材料確認」確認項目一覧

凡例 〇:汎用的な機器で実施可能な確認項目

△:特殊な機器等が必要になる確認項目

区分	材料名	ā	试験項目	適応性
全般	JIS 規格製品	資料確認		0
	コンクリート杭、 コンクリート矢板	外観試験		0
	レディーミクストコンクリート	強度試験	圧縮強度	0
セメントコンクリート		強度試験	曲げ強度	0
製品		スランブ試験		0
		スランプフロー試験		0
		空気量	TID TO THE REAL PROPERTY.	0
		塩化物含有量		0

凡例 〇:汎用的な機器で実施可能な確認項目

△:特殊な機器等が必要になる確認項目

		項目			適応性
分類	細別	条の名称	確認事項	備考(『土木共通仕様書』より)	通心当
±Ι	河川土工・海岸土工・砂防土工	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表 1-2-1 によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類 の境界を確められた時点で、監督職員の確認を受けな ければならない。	Δ
±Ι	道路土工	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表 1-2-1 によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類 の境界を確められた時点で、監督職員の確認を受けな ければならない。	Δ
土木工事材料	道路標識及び区画線	道路標識	反射シート	反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、 ひび割れ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表 2-2-27、表 2-2-28 に示した品質以 外の反射シートを用いる場合には、監督職員の確認を 受けなければならない。	0
一般施工	一般舗装工	コンクリート舗装補 修工	アスファルト注入材 材量の使用量の確認	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収に よるものとし、監督職員の立会の上に行うものとす る。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前 に監督職員の承諾を得なければならない。	0
一般施工	地盤改良工	固結工	薬液注入工事前の確 認事項	受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について整替 職員の確認を得なければならない。 (1) 工法関係 (1) 注入圧② 注入速度③ 注入順序① ステップ長 (2) 材料関係 (1) 材料 (購入・流通経路等を含む) ② ゲルタイム② 配合	Δ
一般施工	植栽維持工	材料	樹木類の受入検査	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類 については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地(栽培地)において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、連撤等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	0
一般施工	植栽維持工	樹木・芝生管理工	植栽樹木の植替え	3) 枯死、または形姿不良の判定は、発注者と受注者が 立会の上行うものとし、植替えの時期について、発注 者と協議しなければならない。	0
樋門・樋管	付属物設置工	境界工	境界杭(鋲)の設置位 置	受注者は、境界杭(鋲)の設置位置については、監督 職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有 者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しな ければならない。	0
河川維持	堤防養生工	芝養生工	肥料	受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、施工前に監督職員に確認を得なければならない。なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工 箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と 協議しなければならない。	0
河川維持	構造物補修工	ボーリンググラウトエ	機械の移動	受注者は、監督職員が行うせん孔長の確認後でなけれ ば、せん孔機械を移動してはならない。	0
砂防堰堤	コンクリート堰堤エ	コンクリート堰堤本 体工	接合部の止水性の確認	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性に ついて、監督職員の確認を受けなければならない。	Δ

別表 3 遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 2/3

項目					
分類	細別	条の名称	確認事項	備考(『土木共通仕様書』より)	適応性
砂防堰堤	砂防堰堤付属物設置工	境界工	境界杭(鋲)の設置位 置	受注者は、境界杭(鋲)の設置位置については、監督 職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有 者と問題が生じた場合。速やかに監督職員に連絡しな ければならない。	0
斜面対策	地下水排除工	一般事項	検尺	受注者は、検尺を受ける場合は、整督職員立会のうえ でロッドの引抜を行い、その延長を計測しなければな らない。ただし、検尺の方法について監督職員が、受 注者に指示した場合にはこの限りではない。	0
コンクリートダム	掘削工	岩盤面処理	監督職員の確認	受注者は、本条第3項及び第4項の作業完了後、監督 職員の確認を受けなければならない。	Δ
コンクリートダム	掘削工	基礎岩盤の確認	一般事項	受注者は、岩盤清掃が完了したときには、基礎岩壁と しての適否について、監督職員の確認を受けなければ ならない。	Δ
コンクリートダム	掘削工	岩盤確認後の再処理	岩盤確認後の再処理	受注者は、以下の場合には、監督職員の指示に従い第 9編9-1-3-5 営盤面処理 4項の営盤清掃を行い、コンク リート打設直前に監督職員の再確認を受けなければ ならない。 (1) 基礎岩盤の確認終了後の岩盤を、長期間放置した 場合。 (2) 基礎岩盤の確認後、岩盤の状況が著しく変化した 場合。	Δ
コンクリートダム	ダムコンクリートエ	原石骨材	表土処理	受注者は、表土の取り除きが完了したときには、原石 としての適否について、監督職員の確認を受けなけれ ばならない。	Δ
コンクリートダム	ダムコンクリートエ	打込み開始	打継目	受注者は、コンクリートの打込みに先立ち、打趣目の 処理及び清掃、型枠、鉄筋、各種埋設物の設置につい て、監督職員の確認を受けなければならない。	0
コンクリートダム	埋設物設置工	冷却管設置	通水試験	受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときに は、コンクリートの打込み前に通水試験を行い、監督 職員の確認を得なければならない。	Δ
コンクリートダム	埋設物設置工	継目グラウチング設 備設置	一般事項	受注者は、維目グラウチング設備の設置が完了したと きには、監督職員の確認を受けなければならない。	0
コンクリートダム	埋設物設置工	止水板	接合部の止水性	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性に ついて、監督職員の確認を受けなければならない。	Δ
コンクリートダム	パイプクーリングエ	冷却工	冷却完成後の処置	(2) 受注者は、総目グラウチングを行った後、監督職 員の立会いのもとに冷却管内にセメントミルクを充 填しなければならない。	0
コンクリートダム	プレクーリング港	施工設備等	圧力計	受注者は、設計図書に示す仕様の圧力計を使用するものとし、使用前には検査を行い、使用する圧力計について監督職員の確認を得なければならない。 また、圧力計の設置箇所は、監督職員の承諾を得なければならない。	0
コンクリートダム	プレクーリングエ	施工	洗浄及び水押しテスト	受注者は、埋設管のバイブ詰まりの有無、総目面の洗 浄、漏えい箇所の検出のため、洗浄及び水押しテスト を行い、監督概員の確認を得なければならない。	Δ
コンクリートダム	プレクーリング港	施工	注入	(1) 受注者は、すべての準備が完了し、監督職員の確認を受けた後、注入を開始しなければならない。	0
フィルダム	掘削工	基礎地盤面及び基礎 岩盤面処理	監督職員の立会	受注者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形状況について は、監督職員の立会を受けなければならない。	Δ

別表 3 遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 3/3

項目					
分類	細別	条の名称	確認事項	備考(『土木共通仕様書』より)	適応性
フィルダム	掘削工	基礎地盤面及び基礎 岩盤確認	基礎地盤確認	受注者は、基礎地盤の提削及び整形が完了したとき は、基礎地盤としての適否について、監督職員の確認 を受けなければならない。	Δ
フィルダム	掘削工	基礎地盤面及び基礎 岩盤確認	基礎岩盤確認	受注者は、基礎岩盤の岩盤清陽が完了したときは、基 礎岩盤としての適否について、監督職員の確認を受け なければならない。	Δ
フィルダム	盛立工	一般事項	盛立再開時の処理	受注者は、長期間にわたって盛立を中止し、その後盛立を再開する場合は、長層部のかき起こし、縁め直しなど盛立材に応じた方法で新旧の盛立部分が一体となるように盛立面を処理し、監督職員の確認を受けなければならない。	Δ
フィルダム	盛立工	材料採取	表土処理	受注者は、表土の取り除きが完了したときは、材料の 適否について、整督職員の確認を受けなければならな い。	Δ
基礎グラウチング	ボーリングエ	せん孔	せん孔機械の移動	受注者は、監督職員が行うせん孔長の確認後でなけれ ば、せん孔機械を移動してはならない。	0
舗装	道路植栽工	材料	樹木類の受入検査	受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、 現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地(栽培地)において監督職員が 確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後 の趣取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良とな ったものは使用してはならない。	0
舗装	道路植栽工	道路植栽工	植栽植樹の植替え	(3) 枯死、または形姿不良の利定は、発注者と受注者 が立会の上行うものとし、植管えの時期について、発 注者と協議しなければならない。	0
トンネル(NATM)	トンネル掘削工	掘削工	岩区分の境界確認	受注者は、設計図書における岩区分(支保パターン含む)の境界を確認し、監督職員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員と協議する。	Δ